

■ 4条1項11号

不服 2023-011441

<本願商標>

「悠」(標準文字)

第18類「つえ、ステッキ、つえ金具、つえの柄」

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標：「ゆう」(標準文字)

第35類「広告業、経営の診断又は経営に関する助言、事業の管理、市場調査又は分析、商品の販売に関する情報の提供、職業のあっせん、輸出入に関する事務の代理又は代行、速記、筆耕、書類の複製、文書又は磁気テープのファイリング、コンピュータデータベースへの情報編集、電子計算機・タイプライター・テレックス又はこれらに準ずる事務用機器の操作、建築物における来訪者の受付及び案内、消費者のための商品及び役務の選択における助言と情報の提供、求人情報の提供、衣料品・飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、織物及び寝具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、被服の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、履物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、かばん類及び袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、身の回り品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供、・・・他」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

1 本願商標

本願商標は、「悠」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字に相応して「ハルカ」又は「ユウ」の称呼が生じるものである。

また、「悠」の漢字は、「とおい。はるか。ゆとりがある。」(株式会社岩波書店発行「広辞苑第七版付録」)の意味を有する語である。

したがって、本願商標は、「悠」の文字に相応して「ハルカ」又は「ユウ」の称呼が生じ、「とおい。はるか。ゆとりがある。」の観念が生じるものである。

2 引用商標

引用商標は、「ゆう」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字に相応して「ユウ」の称呼を生じる。

そして、「ゆう」の称呼に対応する漢字には、「夕」、「友」、「有」、「勇」、「郵」、「遊」、「雄」、「優」、「悠」等があり、「ゆう」の文字がいずれの漢字に対応するものであるか特定できないことから、引用商標よりは特定の観念は生じないというのが相当である。

したがって、引用商標は、「ゆう」の文字に相応して「ユウ」の称呼が生じ、特定の観念は生じないものである。

3 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標とを比較すると、両商標は、構成文字の種類及び文字数の相違から、外観上、明確に区別することができる。

また、称呼においては、本願商標からは「ハルカ」又は「ユウ」の称呼が生じ、引用商標からは「ユウ」の称呼が生じることから、「ユウ」の称呼において共通する場合があるものの、本願商標の「ハルカ」の称呼と引用商標の「ユウ」の称呼とは、明瞭に聴別することができる。

さらに、観念においては、本願商標は「とおい。はるか。ゆとりがある。」の観念が生じるのに対し、引用商標は特定の観念は生じないものであるから、両者は相紛れるおそれがない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、本願商標より生じる複数の称呼の1つにおいて共通する場合があるとしても、その他の称呼において明瞭に聴別できるものであって、外観において明確に区別でき、観念において相紛れるおそれがないものであるから、これらを総合して考察すると、両商標は、相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである。

4 まとめ

以上のとおり、本願の指定商品は、引用商標の指定役務と類似のものであるとしても、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「悠」と引用商標「ゆう」は、本願商標より生じる複数の称呼の1つにおいて共通する場合があるとしても、その他の称呼において明瞭に聴別できるものであって、外観において明確に区別でき、観念において相紛れるおそれがないものであるから、これらを総合して考察すると、両商標は、相紛れるおそれのない非類似の商標というべきである、と判断されました。

同一の称呼が生じる文字種の異なった商標同士の類否が争われた審決や、同一の称呼が生じる漢字一文字の商標同士の類否が争われた審決は多く見受けられますが、「漢字一文字」と「その読み方に該当する平仮名」の商標の類否が争われた事件は珍しいという印象です。

本事件の場合、本願商標「悠」から複数の称呼が生じ、かつ、逆に引用商標「ゆう」から想起される漢字も多数あるという事情が、まずはポイントになりそうです。

もっとも、ある漢字一文字から生じ得る称呼というのは、複数ある場合が少なくない（というか、ほとんどである）と思いますし、同じ読み方となる漢字一文字というのも多数あるかと思しますので、よくよく考えてみれば、「そんなの当たり前じゃないか」という理屈であるような気がします。

本事件の場合、この点に加えて、本願商標「悠」の方からは特定の観念が生じるという点が、やはり影響したように思われます。また、引用商標「ゆう」の商標権者は「日本郵政株式会社」ということもあり、この「ゆう」から「郵」の漢字のイメージが多少引っ張られたところもあったのではないかと思います。

本審決の結論については、その理由付けも一応理解はできるのですが、それでは「引用商標に類似する商標とは、いったいどのようなものがあるのか？」という疑問が、どうしても生じます。そして結局、それは「実質的に同一の商標」くらいしかないような気がします。

個別具体的なケースにもよるのですが、このように商標の類似範囲があまりに狭いというのが普通になれば、事業者にとっては、商標登録をすること（商標登録制度）に意義や魅力を見いだせなくなるのではないかと、個人的には心配になります。

なお、「漢字」と「その読み方に該当する平仮名」の商標の類否が争われた審決の例としては、たとえば以前にご紹介した、「**珍竹林**」と「**ちんちくりん**」が非類似と判断された事件（**不服 2022-005723**）があります。

https://www.astermarksip.jp/tm_shinketsu/fufuku_089_220804.pdf

（弁理士 永露 祥生）

< 2024年8月2日 >